

令和6年度 第7回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和6年8月8日（木） 午前10時から10時45分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|--|
| 1 人事委員 | 委 員 長 | 小 松 哲 也 | | | |
| | 委 員 | 中 本 久美子 | | | |
| | 委 員 | 細 田 耕 治 | | | |
| 2 事務局職員 | 事 務 局 長 | 山 本 雅 美 | 次長兼給与課長 | 灘 尾 幸 三 | |
| | 任 用 課 長 | 尾 田 聡 子 | 係 長 | 淺 田 瑞 生 | |
| | 係 長 | 山 口 玲 夏 | 係 長 | 河 崎 卓 哉 | |
| | 主 事 | 小 谷 健 太 | 主 事 | 蓮 佛 藍 子 | |
- ※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

四 議 題

- 議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）、土木（早期枠）以外）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について
- 議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（船舶乗組員）
- 議案第3号 職員の職務に専念する義務の免除について
- 報告第1号 鳥取県警察官採用試験（令和7年4月採用予定 警察官A・B（1回目）の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号及び第3号は公開、議案第1号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

鳥取県職員採用試験（令和7年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）、土木（早期枠）以外）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

選考により採用する職（船舶乗組員）に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県教育委員会から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 申請理由

| 申請のあった職 | 採用予定者数 | 申請理由 |
|----------------|--------|---|
| 船舶乗組員 (機関部) | 1名 | 海洋練習船「若鳥丸」の船舶乗組員について、操機長（暫定再任用職員）の任期満了による欠員に対して、業務に必要な経験や知識を有する者を充てる必要があるため |

2 採用予定日

令和7年4月1日

3 能力実証の方法

教育委員会において選考試験を実施

(1) 受験資格

ア 年齢要件 昭和40年4月2日以降生まれの者（59歳以下）

イ 資格・免許

船舶職員及び小型船舶操縦者法第5条に規定する五級以上の海技士（機関）に係る免許を有すること（令和7年3月31日までに取得する見込みの者を含む）

※上記の五級以上の海技免許に関しては、次の者についても受験資格を有するものとする。

- ・海技士国家試験の筆記試験のみの合格者
- ・登録船舶職員養成施設の課程を修了し、海技士国家試験の筆記試験を免除された者、又は免除予定の者

(2) 試験内容

教養試験、小論文試験、面接試験での成績及び適性検査の結果並びに提出された書類により選考する。

(3) 試験実施スケジュール（予定）

8月 9日（金） 募集開始
9月 6日（金） 募集〆切
9月28日（土） 試験日
10月25日（金） 合格発表

4 人事委員会の判断

上記の職は「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第3号

職員の職務に専念する義務の免除について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

鳥取県教育委員会から職員の職務に専念する義務の免除について以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認する。

1 職員の職務に専念する義務の免除の内容

職員が第14回世界デフゴルフ選手権大会に日本代表の選手として出場する場合

(1) 対象職員 鳥取県立鳥取聾学校 教諭 前島 博之

(2) 免除期間 派遣期間（令和6年8月17日から8月30日まで）のうち勤務を要する日

(3) 根拠規定

○職務に専念する義務の特例に関する条例

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前2号に規定する場合を除く外、人事委員会が定める場合

○職務に専念する義務の特例に関する規則

(義務免除)

第2条 条例第2条第3号に規定する人事委員会が定める場合及びその期間は、次の表のとおりとする。

| | |
|----------------------------------|--------------|
| (14) 前各号に掲げるもののほか、人事委員会が必要と認める場合 | その都度必要と認める期間 |
|----------------------------------|--------------|

(4) 承認する理由

- ・ 職員が日本代表選手として世界トップレベルの大会に参加することは、本人はもとより本県の競技レベルの向上、障がい者スポーツの振興に資すると考えられること。
- ・ 過去の類似の事例における承認の基本的な考え方は、①国際大会へ出場する場合、②国際大会への参加がほぼ確実な職員がその予選大会に参加する場合（事前合宿も含む）であり、本件は①に該当していること。
- ・ 平成25年・29年の夏季デフリンピック、平成24年・28年の世界ろう者陸上競技選手権大会、令和4年の第13回世界デフゴルフ選手権大会(前回大会)に当該職員が日本代表選手として出場した際にも職務に専念する義務の免除を承認していること。

2 当委員会の判断

申請理由は妥当と考えられることから、承認することが適当である。

3 承認日 議決日

◇報告第1号

鳥取県警察官採用試験（令和7年4月採用予定 警察官A・B（1回目））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和6年8月23日（金）午前10時00分から開催することとした。